

## 審査の結果の要旨

氏名 八木 雅浩

国際社会では核不拡散への関心が高まりを見せ、各国における機微技術の流出防止を含む確実な核不拡散防止のための行動が求められている。本論文は、特許制度並びに、安全保障貿易管理、核不拡散の国際動向や機微技術開発の動向等について学術的な観点から調査・検討を行い、我が国の現行特許制度と核不拡散上の要求の不整合を指摘した上で、核不拡散上の要求と整合する我が国が導入すべき秘密特許制度の制度設計の骨格を示して、併せてその具体的制度設計とその検証を行うことを目的としている。

本論文は、全8章からなり、第1章において原子力関連機微技術開発成果に関連する核不拡散上の重要性とその拡散防止に向けた国際的な枠組みを整理して問題意識を論じ、研究の目的をまとめている。第2章において民生用原子力関連機微技術の核不拡散上のインパクトを提示した上で、国際社会における核不拡散の動きの一方で機微技術を保有しようとする国が増加傾向にあることを示し、民生用原子力関連機微技術の核不拡散における重要性、その保有・拡散防止に向けた国際的な取り組みと実態をまとめている。第3章においては、機微技術開発成果の取り扱いに関する現在の制度を防衛機管理と各種法規、知財保護の観点を踏まえて整理し、その特許枠組みに関する問題点を俯瞰している。第4章では我が国における機微技術の出願状況の調査を行った上で、行政指導ベースの政府の対応策の問題点を抽出した上で、我が国法制度の欠缺による民生用原子力関連機微技術の意図しない流出の危険性を踏まえた課題を設定している。

第5章では、我が国が導入すべき秘密特許制度の制度設計について論じている。本検討に当たっては、海外における先行事例を参考にのみならず、現行特許制度や我が国における類似現行制度、他法令との比較検討、特許制度の運用に関与することとなる国、出願者、潜在的後願者も含む後願者のニーズ等を想定し、特許出願における原子力関連機微技術の保秘に資する制度設計に成功している。これらを受けて、第6章は、秘密特許制度の骨格を論じており、国内類似制度の分析と特許への応用可能性の検討を踏まえて、関係主体のニーズを踏まえた制度骨格を具体的に検討している。

第7章は、第6章で設計した特許制度を多面的に検証している。海外主要国の制度と比較して、行政サイドの負荷が高く国家補償の面では劣るものの、制度的予見可能性や非公開のデメリットの払拭、行政の恣意性の最小化といった観点で優れた制度であることを示している。秘密特許制度の国内現行法制度との整合性については、提示した制度が特許制度の根幹と言われる公開代償の原則に矛盾するものではないことを論じている。機微な出願情報を公開しないことについての我が国情報公開法との

整合性についても、同法第 5 条の規定から整合的である旨を指摘して、PCT 条約等においてもこのような手段は明示的に認められていることを提示し、我が国が秘密特許制度を導入することの法制面における問題がないことを論じている。さらに、我が国が特許付与型秘密特許制度を導入することの日米防衛特許協定との整合性についても検証を行い、国際的な制度的ハーモナイゼーションを採った上で可能な限り前広な出願ができる体制を構築することが、当該分野の民間企業の研究開発促進の観点から重要であるとの認識を示した上で、NSG 等における国際的な制度的ハーモナイズ努力の実施や、アメリカとの間で日米防衛特許協定と同種の協定を締結している 14 カ国との間でのクロス協定締結による自由度の高い機微技術の秘密特許制度化を提案している。さらに制度導入に当たって留意すべき点につき検討し、制度的欠缺による原子力関連機微技術の流出に伴う国際平和への悪影響防止という国際社会の一員である我が国の責務の遂行が目的であることを広く国民理解を得ることが不可欠であること、そのため秘密対象分野の安易な拡大を慎み、厳格な制度運用と成果の広報を十分に行うことの重要性も提示している。

以上の成果について、第 8 章においてとりまとめを行い、今後の課題について提示している。

以上を要するに、本論文は総合的かつ学際的な原子力工学の学術に寄与するところが少なくない。よって、本論文は、博士（工学）の学位請求論文として工学と認められる。